

国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正

| 現行  | 改正  | 改正理由                      |
|---|---|---------------------------|
| 別表第1(第4条関係)<br>学生の受入に関する自己点検・評価<br><a href="#">[別紙参照]</a> | 別表第1(第4条関係)<br>学生の受入に関する自己点検・評価<br><a href="#">[別紙参照]</a> | 評価実施主体の責任者を実態に合わせて改正するもの。 |

附 則 (令和5年7月7日細則第7号)  
 この細則は、令和5年7月7日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

## 学生の受入に関する自己点検・評価

| 評価実施主体  | 評価実施主体の責任者                 | 評価対象事項                           | 評価基準   | 実施頻度  |
|---------|----------------------------|----------------------------------|--|---|
| 入学試験委員会 | <u>副学長 (入試及びダイバーシティ担当)</u> | 1. 各教育課程の入学定員充足状況                | ・実入学者数が、入学定員に対して適切な数となっているか  | 毎年度<br><br>教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに 1 回以上 |
|         |                            | 2. 学生受入方針の策定状況                   | ・学生受入方針において、求める学生像、入学者選抜の基本方針の双方が明示されているか                            |   |
|         |                            | 3. 入試選抜の実施状況                     | ・学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか                            |   |
|         |                            | 4. 学生受入に関する取組状況とその結果を踏まえた選抜の改善状況 | ・学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか |   |

別表1 (第4条関係)

## 学生の受入に関する自己点検・評価

| 評価実施主体  | 評価実施主体の責任者                   | 評価対象事項                           | 評価基準   | 実施頻度   |
|---------|------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 入学試験委員会 | <u>副学長(教<br/>学統括担<br/>当)</u> | 1. 各教育課程の入学定員充足状況                | ・実入学者数が、入学定員に対して適切な数となっているか  | 毎年度  |
|         |                              | 2. 学生受入方針の策定状況                   | ・学生受入方針において、求める学生像、入学者選抜の基本方針の双方が明示されているか                            | 教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上 |
|         |                              | 3. 入試選抜の実施状況                     | ・学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか                            |  |
|         |                              | 4. 学生受入に関する取組状況とその結果を踏まえた選抜の改善状況 | ・学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか |  |